

会 議 録

会議の名称	平成19年度 第4回環境審議会
開催日時	平成19年7月20日(金曜日) 14時00分から15時55分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	【委員】池田委員、今井委員、櫻井委員、渡邊委員、太田委員、忠地委員、矢内委員、大町委員、宮川委員 【事務局】齊藤生活環境部長、山本みどり公園課長、高橋みどり公園課長補佐、福島環境保全課長、大和田環境保全課長補佐、三城環境計画係主任、横山環境計画係主任
議 題	1 委嘱状交付 2 開会 3 あいさつ 4 重点プロジェクト1の現状と課題について 5 その他 6 閉会
会議資料の名称	資料No.1 西東京市みどりの基本計画の概要 資料No.2 東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場移転問題検討結果報告書 当日資料 環境基本計画見直しに係る市民等アンケート調査項目のイメージ、西東京市環境審議会委員・事務局名簿
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>(14時00分 開会)</p> <p>櫻井会長 本日はご多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。 会議の開会前ですが、新たに関係行政機関の区分で選出されました委員の委嘱がございますので、事務局にお願いしたいと思います。</p> <p>横山環境計画係主任 これまで関係行政機関選出の委員でありました東京都多摩環境事務所環境改善課長の中村様のご勇退されたことに伴い、その後任といたしまして同所環境改善課長であります宮川様のご推薦をいただきましたので、本日、環境審議会委員の委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>【市長公務のため代理で齊藤生活環境部長から宮川委員へ委嘱状を手渡す】</p> <p>櫻井会長 それでは宮川委員から自己紹介を兼ねてご挨拶をお願いしたいと思います。</p>	

宮川委員

ただ今ご紹介を受けました、東京都多摩環境事務所環境改善課長の宮川と申します。私は本年の4月から環境改善課長になりましたが、平成11年と12年に同事務所で自然環境課長をやっていたことがございまして、西東京市では北町の緑地保全地域に携わっていたことから、その時を思い出しながらこちらに参りました。3月までは環境アセスメントを業務としておりまして、大きなところでは空港滑走路拡張や外環道、都道などのアセスを担当しておりました。現在は、典型7公害を扱っておりまして、アスベストや土壌汚染など主に担当しています。ただ、未だに水の水質事故などがありまして、不注意による苦情もございまして、これからも皆さまのお力をお借りして、より良い環境を目指して努力してまいりたいと思います。また、活発な審議会の議論となるよう微力ながらご協力させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

櫻井会長

環境保全の最前線でご活躍されていて心強いと思いますし、これから私もいろいろと勉強させていただく機会があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第4回環境審議会を始めさせていただきます。

本日は、橋本委員から欠席の連絡がございましたので、あらかじめご報告させていただきます。

今回は環境基本計画の見直しに関する議論ということで、重点プロジェクト1に入りますので活発なご発言をお願いしたいと思います。はじめにお配りしてあります資料の確認と説明を事務局から願います。

横山環境計画係主任

本日の資料でございしますが、事前にお配りした資料が2点ございます。開催通知と一緒に送りましたものとしまして、資料No.1「西東京市みどりの基本計画の概要」、資料No.2「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場移転問題検討結果報告書」、さらに本日お配りしたものとしましては事務局当日資料といたしまして「環境基本計画見直しに係る市民等アンケート調査項目のイメージ」A4横のものと、次第には記載してありませんが「西東京市環境審議会委員・事務局名簿」をお配りさせていただいておりますのでご確認いただきたいと思います。本日の資料は以上でございます。

櫻井会長

資料に関しての質問はございますでしょうか。なければ本題に入らせていただきたいと思います。本日は私どもが審議しております環境基本計画見直しの中で、重点プロジェクト1について、どう見直していくかの議論になります。お手元に基本計画があればご確認いただきたいと思いますのですが、22頁から23頁、24頁から25頁になりますが、これが計画全体の仕組みになるわけです。重点プロジェクト1は基本方針2に基づいたプロジェクトになると思いますが、計画書の90頁に記載されています。市がこれまで数年間活動してきた結果なども踏まえて、みなさまと議論を進めてまいりたいと思います。

重点プロジェクト1の中で「身近なみどりを守り育てる」、「東大農場の今後の保全を検討する」という2つの重点項目があります。まず「身近なみどりを守り育てる」から入った

と思いますが、環境白書などでこのことについて課題・問題点が整理されています。ここで「身近なみどりを守り育てる」というのは環境保全課が主務ではなく、みどり公園課になりますので、今回は資料として「みどりの基本計画の概要」があるわけです。従いまして、みどりの基本計画を勉強する意味で、この資料の説明をお願いしたいと思います。

横山環境計画係主任

一点よろしいでしょうか。本日はみどりを中心とした議題でございますので、みどりを重点にご議論していただく時間を多くとりたいと考えております。そこで重点2の「東大農場の今後の保全を検討する」を先にご説明させていただいて、この項目に関しましては、企画政策課サイドで懇談会を立ち上げて議論されている項目であり、現在進行形です。今回は環境審議会でみなさまにご議論いただくというよりも、資料のご説明のみとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

櫻井会長

先に東大農場の検討結果から説明したいと思いますが、みなさまよろしいでしょうか。それでは検討結果報告書の説明を先に願います。

横山環境計画係主任

ありがとうございます。それでは資料No.2「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場移転問題検討結果報告書」についてご説明させていただきたいと思います。

【資料No.2に基づいて、懇談会での検討の現状と内容を説明】

櫻井会長

事前に資料はお配りしてありましたので、内容は概ねお読みになって理解していただいていると思いますが、感想なりがあればご発言いただきたいと思います。

今井委員

東大農場の移転については、どの部分が移転するのかを正確に理解している人は少ないと思います。1頁の中ほどに「～住宅地に残された貴重なみどりです。」ということは、畑地をみどりと理解しているのではなくて、たぶん演習林をみどりとして理解しているのではないかと思います。ほとんど畑で、確かに入口付近に桜が植えてありますし、牧場もあります。私自身も誤解してしまっていて、演習林を含めたみどりが移転すると考えていましたが、そうではなく畑地の部分を移転するという事なのです。この懇談会に参加している人は、そういった事を理解しているとは思いますが、多くの市民がこの前提をどれだけ理解しているか分かりませんので、私としては納得できない部分もあります。

もう一点は、西東京市の行政的な位置として貴重な場所であると思います。旧保谷市と旧田無市が合併して、ちょうど中心的な位置にあります。さらに田無駅とひばりが丘駅の間に位置しており歩いても行けます。ゆくゆくは一つの庁舎として計画を立てた場合、行政の中心地としての位置づけが、この報告書にはどこにも考えられていません。根本的に発想がみどりを残すだけに走っているように感じています。

櫻井会長

後ほど、みどりの基本計画の中でも、若干、話題になるのではないかと思います。畑というもののみどりの価値をどう見るかということです。個人的には樹林とは違うと思いますので、大枠として「みどり」として捉えて良いかどうかということになります。

池田委員

それでも緑被率の中には含まれていますので、やはり「農地はみどり」と現在は考えられていますので、その考えでいくと、西東京市にとって東大農場が占めるみどりの割合は大きいものがあります。それが今後どうなるのかといった問題のところまで来ていますが、人様のものですし、国などの方針も絡んできますので、自分たちがいろいろと言うわけにはいかないのですが、市民の立場からみどりを考えると東大農場が無くなっては困っていることは確かです。そういったことを考えて報告書の内容を見ると、農場の維持と跡地利用といった表現がされていて、私たちもよく理解できない面があります。本当のところは市として何も出来ないかも知れませんが、市民としては農場が存続してほしいということも念頭に置きながら、農場のみどりを考えていってほしいと思います。

櫻井会長

たぶん懇談会でもいろいろと迷いがあると思います。全ては東大の方向性待ちだと思います。

池田委員

その前に市民の意思として何らかの存続方法を打ち出したほうが良いと思います。

櫻井会長

あくまでもこの報告書は懇談会のまとめですので、懇談会の中でそういった話が出れば、また違った流れになると思います。

池田委員

懇談会で議論されている中には、存続が混じっている気がします。

櫻井会長

ひょっとしたら移転をやめるかもしれないといった期待感もあるのかもしれません。

池田委員

そうすると「市民が何かをしましょう」といった言い方をしているので、私たちが読んでも、どう考えているのかがよく分からないと感じています。

櫻井会長

この件については、みなさんに関心があることだと思います。ただ、基本的には東大の土地であって、東大が全てを決めることになります。問題は東大がどういった方向性を示すのかによって、かなりの影響が出てくると理解した方がよいと思います。

池田委員

東大が決める前に行政や市民は全く反応を示すことが出来ないのでしょうか。出来るとしたら、先ほど私が述べたことを加味したものが前段としてあって、その流れで現段階になっているといったことを述べていくかどうかということになります。

櫻井会長

それは報告書の中で、方針の1から4までありますが、方針2のところ「行政計画における位置付けを意識する」となっています。つまり、まだ行政自体が必ずしも一定の結論が出ていないわけです。移転しなければ現状維持になりますし、移転した後はどうするのかといった検討が完全にはなされていないといったことだと思います。ですから残りの時間をかけて、懇談会で議論をしていくものと理解しています。

池田委員

もう少し事務局から説明をいただくと有りがたいのですが...

齊藤生活環境部長

この報告書につきましては、なかなかご理解をいただくのは難しい内容になっているのが実態であると思います。ここで17頁をご覧いただきたいと思います。ここにいる委員のみなさまは東大農場について詳しいということで議論が進んでおりますが、一般の市民にとっては東大農場を良く知らないという方が大勢いるということが、検討の出発点になっております。ここで言う報告以前の課題というのが、調査・研究が主眼に置かれていて、「どうするのか」といったことは次の段階で考えていくことなので、この報告書ではいろいろな話が出てきています。ここで言われているのは、東大の動向というものの現状分析を行ったことが挙げられます。次に西東京市の行政の動向、基本計画での位置付け等、現状の整理・分析を行ったことが書かれています。それで次はどうするのかといったことが、みなさまがお知りになりたい部分だと思います。最終的には平成20年度末に方針として最終のとりまとめを行うことになっております。ここで市の考え方を示して行動に移ることを目標として、現在、動いておりますので、この報告書は前段の動向分析であるのご理解していただければと思います。

櫻井会長

それでは東大農場の報告書についてはこれで終わらせていただいて、続いて「身近なみどりを守り育てる」に関して、みどりの基本計画の概要になります。これと環境基本計画の重点プロジェクトは連携していると考ええると、我々が環境基本計画で見直しをした場合、みどりの基本計画にも影響があるかもしれないといった関係になると思います。それではみどりの基本計画の概要について説明いただきたいと思います。

横山環境計画系主任

本日は、みどりの基本計画の所管であります、みどり公園課の山本課長と高橋課長補佐においでいただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

山本みどり公園課長

みどり公園課長の山本と申します。本日はみどりの基本計画の概要のご説明と環境基本計画の重点プロジェクト1の現状報告について、私と課長補佐の高橋で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、お手元の資料でみどりの基本計画の概要が既にお配りされていると思います。みどりの基本計画につきましては、平成6年に都市緑地保全法の改正により創設されました都市みどりの全般に関する計画制度で、市町村単位に定められるものであります。具体的には西東京市の総合計画や都市計画マスタープランに示されたまちづくりに関する基本理念を受けまして、緑地保全と緑化推進に焦点をあてつつ基本的な考え方と施策を定めたものです。計画の目標年次としましては、平成16年7月に策定しておりますが、策定時から10年ないし20年後の平成25年から平成35年前後を目標年次として定めています。

西東京市のみどりの将来像といたしましては"みどりに包まれたまち「西東京市」"と定めています。比較的、豊かなみどりが残されている街として、みどりが溢れてみどりに包まれていると実感できるような西東京市の実現を目指すものであります。目指す姿につきましては、行政と市民が互いの協力と連携によりみどりのまちづくりを進めるという事を骨子としています。また、みどりのまちづくりの将来像を実現するためには「みどりを守る」「みどりを創る」「みどりを活用する」という3つの視点をまちづくりの目標として定めておりまして、具体的な取組みとしましては、環境保全、レクリエーションとふれあい、防災、景観形成要素・地域のシンボルといった主要な機能に着目して総合的な視点で進めていくものであります。

みどりの将来都市の構造におきましては、市内のそれぞれの区域や道路・河川などが、さまざまなそして適切な役割を果たすことで有機的で魅力あるまちづくりを形成することを目指しております。この目指すべき将来構造の形成要素としては、大きく分けまして4点ございます。1つ目はみどりのシンボル拠点やミニ拠点という拠点化といった考え方、2つ目はみどりのシンボル軸と言いまして、例えば道路に沿った緑化を進めるといった、軸といった考え方になります。3つ目にネットワークといった考え方、4つ目にみどりの住宅ブロックといった考え方、これらを形成するための要素として定めております。

具体的な数値目標として定めているものとしては、緑被率について数値を定めています。定めた当時におおむね30%と言われておりますが、緑被率については将来にわたって維持していくことを目標としています。

みどりのまちづくりの方針ということで、具体的な取組みについてご説明したいと思います。まず、みどりのまちづくりの基本的な考え方でございますが、4点ほど定めています。1つ目は、みどりに包まれたまち西東京を後世に伝えるという意味で、みどりの絶対量の確保を基本としております。2つ目は、みどりのバランスよい適正な配置、3つ目として個性的なみどりの創出と活用ということで、例えばシンボリックな緑地の保全・整備を進めることを定めております。最後に市民参加による検討や整備・維持ということでまちづくりを進める、これらのみどりのまちづくり方針の基本的な考え方となっております。

次に、みどりの機能からみたまちづくりということになりますが、環境保全の観点からのみどりの適正配置を行うこと、レクリエーション・ふれあいの場づくりの観点からの緑地の適正配置・整備、防災の観点からの緑地の適正配置・整備、最後に景観形成の観点からの緑地の適正配置・整備となっております。

具体的なみどりのまちづくりの施策の方向ですが、大きく分けて3つ定めています。1つ目としましてはみどりの保全・創出・活用、2つ目としまして公園・緑地の整備、3つ目としましてみどりのまちづくりの普及・啓発といった柱立てになっております。みどりの保全・創出・活用につきましては、さらに3つほどの課題に分けてあります。

1点目は民有地のみどりの保全・創出・活用でございます。具体的な取組みとしましては、保存樹木・樹木の指定をいたしまして、市内の大きな樹木・樹林として一体的に残っているものを保持することとなります。東伏見稲荷の緑地保全地区ですとか、北町及び碧山森の緑地保全地域のような大きなみどりの指定をしております。それから買取り・借地等による保全です。この一つの考え方としては、平成18年8月にグリーンバンク制度を制定したところでございます。これは、みどりを残したいですとか自分の敷地のみどりを増やしたい方達がそれぞれ市に申し出ていただいて、6ヶ月間登録をするといった制度でございます。ホームページや窓口での申込みを含めお互いに情報を提供し、希望があった場合はお互いのやり取りの中で実施していただく制度です。受付引取り状況は平成19年2月末のデータになってしましますが、樹木の提供希望者が5件28本の提供がございました。実際に引取り希望者としては2件の申出があり、引取り件数としては1件2本になっております。これはあくまでも、仲介という制度でございますので6ヶ月を限度に行うものであります。次に開発指導・建築指導等による保全・創出です。これは宅地開発等において必要な指導でございます。続いて住宅敷地・事業所敷地内の緑化推進ですが、具体的には生垣設置の補助や苗木の配布等を行っております。そして樹林地等の市民開放と市民参加の維持管理になります。

2つ目の課題として農地のみどりの保全・創出・活用になりますが、生産緑地地区制度による農地保全と公園化ということで、解除生産緑地が発生した場合には市内の公園緑地のバランスを考慮しながら買取りを行って公園化していく制度でございます。これにつきましては生産緑地が解除されるのが相続によることが多いため、なかなか計画的に実施できないのが現状です。次に市民農園等としての活用、農地周辺の樹林等の保全と整備、産業部局等との連携による営農支援になつております。

3つ目の課題としまして公共空間のみどりの保全・創出・活用でございます。これはシンボリックな緑地の保全・整備・活用ということで、東大農場などの大きなみどりについて保全・整備・活用を検討していくものです。次に街路空間の緑化ですが、例えば都市計画道路の残地をポケットパークとして整備していくものです。続いて公共・公益施設の緑化です。これにつきましては、田無庁舎横にあります「きらっと」という施設と青嵐中学校の建替えによりまして、屋上部分に屋上緑化を実施いたしました。最後に水辺空間の整備ということで、現在、早稲田大学のグラウンド近くで石神井川の河川改修を東京都が実施しています。この河川改修に併せて緑地の整備も実施していただいているところでございます。

大きな2番目としまして公園・緑地の整備になります。公園・緑地の拡大と適正配置になりますが、これにつきましては市内の公園や緑地が現状どうなっているのかということで、一つの図面に全て落とし込みをして市内で公園・緑地が足りない場所はどこなのか洗い出しを行いました。それにより一定の場所の確認は出来ましたので、今後、空白地域の整備について努力してまいりたいと考えております。次に既存公園・緑地の適切な維持管理と充実ということでございますが、これについては現在、公園のバリアフリー化を進めております。具体的には水のみ場などが対象となるのですが、車椅子のまま利用いただける、園路内の段差解消等、年4箇所程度を計画的に実施しているところ

でございます。続いて個性ある公園・緑地の新設ということで、この計画を設定した後に開園しております「いこいの森公園」、「下野谷遺跡公園」を開園しているところでございます。最後に市民参加の公園整備と維持管理ということですが、公園等の管理に市民の方達のご協力をいただいているところでございます。

最後の大きな3番目としまして、みどりのまちづくりの普及・啓発になります。みどりに関する情報収集と公開、みどりに関するイベントの開催というところになります。イベントの開催につきましては、平成18年3月に西東京自然を守る会のご協力を得まして「みどりの散策マップ」というものを作成いたしました。この散策マップは市内13ルートモデルルートとして定めており、このルートを使って平成18年度の1年間、散策ルートの見学会を開催したところでございます。毎回80人ほどの多くの市民の参加を得ました。さらに、例年1回自然観察会を実施しておりまして、みどり豊かな場所に市民の方達と一緒に訪れて観察・学習を行っているところでございます。最後に環境教育の推進ということで、環境保全課を含めての目標であると考えております。

大雑把な説明で大変申し訳ありませんが、概要についての説明とさせていただきたいと思えます。

櫻井会長

ありがとうございました。ただ今、みどりの基本計画の概要について説明がありましたが、環境基本計画にも関わってくるものですので、何かご質問やご意見などございませんでしょうか。

渡邊委員

よろしいでしょうか。公園は徐々に増えてきているのですが、公園の中が整備されていなくて、雑草だらけになって子供も入れないといった公園を見かけるのですが、みどりを増やすということで雑草を生やしているわけではないと思えます。その辺の管理と実際に公園を増やすこと。管理には経費が掛かり、管理が行き届きなくなってしまうといったことに対しては、どうお考えになっているのでしょうか。

山本みどり公園課長

今のご質問に対してお答えいたします。手元に平成18年4月現在の集計資料しかございませんので、この時点でお話させていただきたいと思えます。西東京市の中の公園が194箇所ございます。毎年、公園については宅地開発が進んでおりますので、それに伴う提供公園といった形で増えております。公園の管理については雑草については年2回、低木については年1回、高木については2年に1回の実施ができる予算確保をしております。公園の数が多いという問題もありまして、職員が定期的に見回っておりますが、正直、全てを見切れない部分もございます。公園管理の協力員が600名ほどおりますが、その方達のご協力を得まして公園の管理にご協力をいただいております。その公園管理協力員の方達のできる範疇の除草や清掃をやっていただいているところで、尚且つ、大掛かりな場所は市が整備していくといった形で実施しています。確かに「雑草がひどい」といった連絡もございます。連絡が入った場合には当日又は翌日に職員が現場に入っておりますので、処理の必要性が確認されれば直ぐに手配いたします。ですから、先ほどおっしゃられた公園がありましたらご連絡をいただきたいと思います。

渡邊委員

逆にみどりがごみ溜めみたいな感じになってしまうことが、非常に寂しいと感じてしまいます。

齊藤生活環境部長

管理経費自体は削減される傾向にありませんので、そういった公園がありましたら、みどり公園課にご連絡いただければ出来るだけの対応はしたいと思います。

櫻井会長

私から一つ質問です。街路樹についての管理等は、みどり公園課の事務になるのでしょうか。

山本みどり公園課長

街路樹につきましては道路管理課の所管になります。ただ、境界近くでの話をいただくことがあります。みどり公園課か道路管理課のどちらかに連絡が入ることがあります。その場合は内部で調整しておりますので、街路樹は道路管理課で対応いたします。

今井委員

"みどりに包まれたまち西東京"となっていますが、やはり道というのが一番目に付くところだと思います。そうしますと、新しい道が作られるうえで電線等の地中化というのが盛り込まれていないところがあるような気がします。東京都も電線の地中化ということに気が付いて提唱されてきていますが、西東京市も新しい道ができるということで、そういった場所では積極的に電線の地中化を進めてほしいです。そうしますと沿道に木も植えられて大きく育ちますし、みどり豊かな部分が印象付けられるのではないかと思います。先ほど道路については道路管理課が管理する話がありましたが、どこかで統一的な考え方を示す必要があるのではないかと思います。

櫻井会長

私も今井委員の言われたとおりだと考えています。市の人口は19万人を超えています。面積は決まっているわけです。人口が増えるということは、その分住宅が増えて、オープンスペースが減っていきます。そうなるとうちやってみどりを残していくかということになります。単に畑があれば良いとするだけでなく、街路樹や屋上緑化といった質を変えてみどりを確保しない限り残していけないと思います。やはり都市型の街というのは街路樹が立派であることがとても重要だと思います。

ある研究者の報告によると、住民はみどりが多いと感じるのは、生垣があるとその街のみどりが多いと感じるそうです。やはり畑ではなく、生垣や街路樹などの樹木を大事にしなければならぬ印象を受けます。

今井委員

みどりの基本計画の概要の3頁に「みどりのシンボル拠点」の2点目に、「...特にまとまったみどりの保全と創出を図り...」とありますが、これはどういった意味になるのでしょうか。西東京市のホームページを見ると農地や小さな公園がかなりあって、以外にみどりが分散していて良い印象を受けたのですが、ここで小さな公園等をまとめる意識が

あるのか。その「創出」とはどのようなことなのでしょう。

齊藤生活環境部長

みどりの基本計画を策定した時に、まず、現状を把握してから計画を作っていますので、今の小さい公園をなくして大きな公園を設置するというのではなく、西東京市にこれから大規模な公園を設置することが難しいというのであれば、例えば、地域に数個の公園があれば、それを相互補完しながら1つの公園として考えて、別の視点で拠点として位置付けられるのではないかと考えておりました。ですから、小さい公園を統合して大きな公園を創出するといった発想から出たものではないことをご理解いただきたいと思います。

池田委員

みどりに含まれている感じの中で暮らすといった意味合いでのまちづくりということと、それがその人の印象によって違うわけで、それを数値で表すと緑被率になります。緑被率はいつも30%で示していて、後はイメージで判断しろと言われても、そこが曖昧では議論が進まないと思います。私の印象で述べれば、近隣市の方がみどりが多いと感じますし、それを西東京市と数値で比較した場合でも、西東京市のほうが少ないと思います。市の計画は系統立てて作られていると思いますが、直ぐ取り組める具体的なものが必要なのではないかと思います。みどりを増やす方向で、出来そうなものを考えていかなければならないと思います。

齊藤生活環境部長

データの部分で申しますと、多摩の広域行政圏で作っているみどりの計画がございます。その中で緑被率が出ています。基礎となるデータは農地を含めたみどりを基にしておりますので、広域行政圏内での数値的な比較は出来るようになっております。ですから、先ほど述べられた感覚ではなく、実態のデータを基に計画を策定しております。

池田委員

西東京市と近隣市で、緑被率の数値を述べていただけないでしょうか。

山本みどり公園課長

現在、緑被率という名称が変わりましてみどり率になっております。みどり率というのは、これまでの緑被率、例えば畑や緑地、草地、樹林、公園のみどり等を指して緑被率と定めていましたが、さらに、公園のみどりに含まれていない部分と河川面積等を加えて、みどり率という考え方を東京都が決めました。先ほど部長からも話がありましたが、多摩六都の緑化計画は平成5年に1回目定められています。今回は2回目になります。そこでのデータは平成15年のものになりまして、この時に東京都が航空機による撮影をしましたので、そのデータを基に西東京市の計画を策定しております。実は、平成5年には自前で航空機撮影をしておりましたので、個別に正確な数値が出たのですが、東京都からいただいたデータ自体が暫定値ということで、未だに確定値といった発表をしておりません。現状では西東京市の場合、みどり率と言われているものはおよそ25%程度になっております。近隣の東久留米市においては約35%となっております。

西東京市はみどり豊かということを言われますが、考え方としましては区部に直近し

ている市という中で、例えば、屋敷林が残っている、街道沿いに街路樹がある、生垣が残っている、農地が残っていることなどがあって、イメージ的にはみどり豊かという感覚で捉えられているというのが現状ではないかと思います。ただ、実態はどうかといった話の中で、市内で大規模な開発もありますし、農地が相続等によって細分化されるといったこともございます。そういった宅地化の中で一定のみどりを確保することと、100%その場所がみどりだったということに比べれば率としては下がっていくという現実がございます。

具体的にみどりを増やす方策をということですが、これが私どもにとって非常に難しい問題で、計画的にはいろいろな計画がございます。確かに生産緑地を買い上げる方法が一番良いことは分かっているのですが、予算付けのタイミングなどの問題も含めて、現実としては動きにくいところがございます。そういったことから今まで実績がない状況になっています。ただ、これだけ農地が少なくなっている現状もございますので、今後、何らかの方法をさらに研究してまいりたいと考えております。

池田委員

そうなりますと、今、みどり率という言葉に成りかけているのに、計画では緑被率を出しているというのは、どこかの時点で変更したほうがよいのではないのでしょうか。

山本みどり公園課長

これは計画を策定した時点が平成16年7月になります。今回、多摩六都の緑化計画については平成18年度中に策定したものです。それまで各市はみどり率という言葉ではなく緑被率を使用しておりました。そこで緑被率とみどり率の対比を求められるだろうという話になりまして、その対比を出せないか内部で検討し、東京都とも調整しましたが、出ないという結果になりました。今回から、これまでの緑被率の考えに対比する数値がないという考え方で、新たにここからみどり率に変えていくという考え方で望みたいということとで…。

池田委員

この計画の数値目標も変えていくということでしょうか。

山本みどり公園課長

ただ、「みどり率30%」と変えるかということについては別の問題として捉えていただきたいと思います。

池田委員

現状で西東京市のみどり率が25%と出たわけですが、「みどり率を30%にしよう」ということは言いづらいということでしょうか。

山本みどり公園課長

必ずしも緑被率とみどり率は連動いたしませんので、そういうことになります。

櫻井会長

連動はしなくても、みどり率は一般的に数値が大きくなります。例えば、学校のグラ

ウンドも入ってくると思います。

山本みどり公園課長

学校は入りません。公園等のグラウンドまでです。

櫻井会長

緑地率とは違うわけですね。私は緑地率とみどり率はイコールだと思っていましたが、緑地率は緑地以外の建ぺい地と道路、鉄道を除いた残りが緑地なわけですね。それに率を付ければ湖や川、グラウンドも入ることになります。どこまでが範囲なのかよくわかりません。緑被率に水辺を加えただけなのでしょう。

山本みどり公園課長

水辺と公園の緑に覆われていない面積も含まれています。

櫻井会長

いわゆる民間の企業が所有しているグラウンドは含まれるでしょうか。

山本みどり公園課長

そういったグラウンドはもともとの緑被率に含まれています。学校に関しては公園として位置付けされていませんので、除外されています。

矢内副会長

環境基本計画の流れの中でみどりの部分に焦点があたっていますが、環境を良くしようというところで、例えば、気候緩和をしようとしているのか、その目的がゴチャゴチャになってしまっていて、そのところを整理しながら考えています。公園のところで意見とか少しコメントになります。都市の公園のあり方というのを想像されて計画していると思いますが、美しいみどり、美しいオープンスペースを創ることに重点を置いているのか、ちょっとこの議論にはなかったのですが、例えば多自然型の緑地を確保する、多様な自然環境を提供する場としてオープンスペースを公園という形で整備するのか、というのでは、だいぶ方向性が違うと思います。すでに環境という大きな枠の中では、多自然型の公園のほうが教育的にも、気候緩和的にも良いということが言われてきていますので、都市公園という考え方の中にもそういった方向性があったとしても良いのかもしれない。そういうところで考えを広げていけると、公園にもいろいろな機能を持った役割があるということで、機能別な設計図といいますが配置図といった発想もこれから出てこなければならぬと思います。話が広がってしまって恐縮ですが、そうしますと、例えば、気候環境図といったものをお聞きになったことがありますでしょうか。地図の上に気候環境を重ねていって、風がどう通るかとか、街の温度分布がどうなっているか、といったものを重ね合わせながら公園の適正配置を考えると。あるいは、もっと話を大きくしてしまえば都市計画まで広がっていきます。そういった先々の様子まで考えたみどりを確保する。あるいはみどりが確保できないのであれば、それに代わる有効な策というものが、気候緩和が目的であれば達成できるかもしれません。当然、その辺のやり取りを見据えていらっしゃると思いますが、環境基本計画でも考える必要があるのではないかと思います。

池田委員

ある事業で講演を依頼している方がいるのですが、その方の話では昔から地元にある木をたくさん植えてくださいということです。それだと手間がかからず、植えておきさえすれば、その土地に合っている木なのですぐ森になるとおっしゃっています。もう今の綺麗な公園から、その土地に合った木を植えていく方向に転換したほうが良いのではないかと思います。

櫻井会長

池田委員や矢内委員がおっしゃったことは、実は、みどりの基本計画概要の6頁に「みどりの役割と効果」として挙げられています。その中でも1番目に「都市の環境を守るみどり」があります。やはり人間ですから、安らぎを得たいといったことがありますので、どちらかと言えば自然系と人の心の安らぎを維持するようなみどり、それから防災といったところがポイントになると思います。個性あるみどりを残すと計画では謳っていますが、とにかく今心配なのは、個性といって洋物の植物を植える傾向があります。それがかなり自然環境を乱して、生態系までも破壊してしまいます。

いずれにしてもみどりを質的に考えていく必要があると思います。畑が多いからみどりが多いといった考え方はそろそろ止めていかなければならないと思います。確かに畑のみどりには癒しの効果もあるのですが、本当の意味での自然環境といえますか、生態系まで含めて考えた時の都市型のみどりとしては、やはり街路樹や屋敷林になります。屋敷林というのは昔からあるもので、歴史的にも価値があるわけですから何とか維持していきたいものです。それから雑木林は武蔵野に昔からありますので、現存するものは残していかなければなりません。「個性的」という意味は、地元地域に密着した個性を活かしたみどりを残すといった方向性に向かわなければなりません。

それでは我々は、環境基本計画の中で見直す場合、どういう見直し方をしていったら良いか議論していきたいと思います。今、矢内委員がおっしゃった都市型の気候というものを頭に描いた街づくり、そういう方向に少し軌道修正していったほうが良いのではないかとということです。単なる緑被率といった数値だけに囚われるだけではなく、見た目や景観、生態系にもいいといった方向が良いのではないかと思います。ただ、みどりを維持するには経費が掛かりますので、パブリックスペースを増やすことは大変ですし、そこで市民がどこまで関われるのかといった問題もあります。

池田委員

みどりの量が確保できなければ、質のことを考えるのかどうかといったことですが、手間が掛からなくて昔ながらの植物を植えてみどりを増やしていったほうが早いといった方向に、少し魅力を感じていることは確かです。

櫻井会長

やはり車社会というものが格段にみどりを減らしたという印象を持っています。例えば、田無神社でも昔は杉を含めて下草のある立派な森がありました。ところが今は、参拝客のために駐車場を作ったりしていますので、相当みどりが減っています。ですから車社会というのはみどりを減らすということなのです。

池田委員

そのことから言いますと、私は車を持っていませんので他の家で駐車場として使っている部分に植木を20本ほど植えています。そういうことから車を持つ、持たないといったことになりますので、本当なら庭に1~2本でも植物を植えてもらいたいと思います。

高橋みどり公園課長補佐

苗木の配布というものを毎年、実施しております。庭に直に植えられる木ということで、高木や中木が主体になっております。あと、非常に問合せが多いこととして、庭が無くてもみどりを育てたいということで、ベランダ等で育成できる木類のご要望がございますので、配布の際は3分の1ほど入れております。基本的には庭に植えて大きく育つものを配布しております。昨年度は1,980本配布させていただきましたが、全てが元気に育っているかまでは確認していませんが、毎年、1本ずつもらって行って生垣を作っている方もいらっしゃいます。

池田委員

是非、苗木を配布したことによる効果というか、その後の調査といったものは出来ないものなのでしょうか。

高橋みどり公園課長補佐

旧保谷市の時に、苗木を配る際に葉書を配布したアンケート調査を実施したことはございます。

話が変わってしまいますが、ごみの有料化に伴って生垣の手入れの際に出るごみ処理が大変なので、生垣を止めたいといった話が多くあります。生垣や切り枝は3袋まで無料である説明はさせていただいているのですが、有料の意識が高いようです。また、公園や樹林地の落ち葉の補償をしてもらいたいといった話もございます。さらに、大きな屋敷林を所有している方が、毎年、周辺住民の家の雨とよに詰まった落ち葉を掃除するのに、多くの経費をかけているといったこともございます。

櫻井会長

本当にみどりを維持していくのは大変であるということです。ですから戸建の方ではできるだけ庭に木を植えていただく。あと、公の場でも増やしていただきたいのですが、なかなかそうならないのが現実です。

池田委員

ですから、ごみ有料化の説明会の時に「みどりは大切だから無料」といったことを強く全面に押し出してもらわないと、知らない人は分かりますし、知っている人でもそのことが大事であると分かってもらうためにも知らせていただきたいと思えますし、そのことから、個人の家にとどれだけみどりを増やしてもらうのかといった手段を考えていかなければならないと思えます。

櫻井会長

やはり資料No.1の最後の頁に書いてあることが大事であって、自分の家の庭にみどりを植えていると、そこでみどりが酸素を作ります。酸素というのは大事なわけで大気浄

化の機能があります。それからヒートアイランド現象の緩和効果もあるわけです。それは植物自体が呼吸していますので蒸散機能があって、大気に対してドライミストのような役割を果たしています。ですから、そういったことが市民に分かってくれば、簡単にブロック塀に変える必要はないわけです。そのために環境学習や環境教育が必要になってくると思います。

今井委員

これは平成16年度のみどりの基本計画なのですが、市民はみどりについて非常に興味があって何かしたいと思っています。この環境教育の推進というようなこと、あるいは、市民参加といったことがあります。西東京市の姉妹都市として勝浦や下郷があります。そういうところに木を植えることによって、木に関心を持ってもらう、機会を作るといったことから、市民自体がみどりについて積極的に事業に参加する機会をつくるのが大切です。意識が高まってくると思います。自分の周りだけでなく、日本全体や世界全体でどうなのかといった視点の計画が欲しいと思います。

山本みどり公園課長

遠くのみどりと近くのみどりということで議会でも質問がございますが、外から見ている分にはみどりは非常に良い。隣に植えられると日陰になる。葉が落ちる。何とかならないか。この考え方が非常に強い、これが正直な実感です。西東京市でも数多く公園を持っておりますが、ほとんどそういった主張です。例えば、葉が落ちました。私どもの年代ですと、葉が落ちていけば拾えばいいといった感覚で考えていますが、今の方は管理責任で処理しろといった話になります。そうしますと公園だけでなく、みどりの部分も含めて積極的に展開していくというのが、郷土の意識として啓発し直さないとい非常に厳しいという現状は担当課として持っております。

池田委員

この概要を読んでなのですが、木は涼しいことが書いてありません。私も庭に木を植えているおかげで、クーラーを入れなくても過ごせています。こういったところに書いてあっても木は涼しいといったことが書いていません。やはりこれからは涼しいだけでなく、クーラーを使わないことによってCO2が出ないといったことまで話がいかねばならないのですが、クーラーを使用しないことくらいまでは書き足してもよいのではないかと思います。

齊藤生活環境部長

言葉遣いなども含めて、検討させていただきたいと思います。

櫻井会長

環境基本計画の見直しの段階で新たに入れたいと思うものがありましたらご意見をいただきたいのですが、私から一つお願いがありまして、いこいの森公園の中に武蔵野の樹木を植えたスペースがあって、そのほかに空間地があるわけです。その使い方として市の記念樹を植えたら良いのではないかと思います。例えば、市が何かお祝いごとを行ったときに記念として植えるものです。その木を育つのを市民が楽しみにしているのが私は良いことだと思います。

それと屋敷林については、どこか将来買い取りたい場所などはあるのでしょうか。

山本みどり公園課長

屋敷林につきましては、非常に重要な位置付けであるという考え方は当然持っております。その買い取りに当たってどうするのかということですが、屋敷林そのものについては通常、お住まいになっている方たちがほとんどです。住まわれていなくて買い取っていく、例えば、向台公園がございます。旧郷土資料室があったところですが、昔は屋敷林でした。あのような形で買い取りできるスペースがあれば検討していきたいと考えております。ただ、現状で具体的な買い取りの場所があるのかといえ、それについての回答は難しいということでご理解いただきたいと思います。

櫻井会長

西東京市全体を見たときに昔は農村だったわけで、有名な邸宅もありません。結構、東京には有名な邸宅の跡地が良い公園として残っていますが、西東京市にはそういった場所がありませんので、屋敷林を残していくしかありません。ですから何とか屋敷林を残してもらえそうな手立てが出来ないかと思えます。

忠地委員

よろしいでしょうか。先ほど今井委員から友好・姉妹都市などのお話ございましたが、その中で市民緑地制度などの取り組みを行っているのでしょうか。

齊藤生活環境部長

取り組みはしておりません。

忠地委員

たまたま他のホームページで市民緑地制度を見ましたら、自分のところにもメリットがあり、相手側にも良い制度であると載っていましたので、今後、検討していただきたいと思えます。やはりマンションなどの集合住宅にお住まいの方というのは、自然の土や木に触れることが少なくなっていますし、出来れば、自然体験を含めて姉妹都市などで緑化事業を実施して西東京市に戻ってきたらみどりに関心を持ってもらうことも一つの方法だと思います。大きな公園の中にも市民が誰でも手を入れられるスペースを確保して、何でもいから植えるというのではなく、先ほどのお話にもございました「質」の面で管理する「この場所にはこういった植物を植えましょう」といった場所を作ることも必要なのではないかと思います。

櫻井会長

忠地委員のおっしゃった取り組みも必要になってくると思えます。やはり、みどりの扱いは大変ですが、楽しいものです。ですから、(仮称)リサイクルプラザの環境学習として大々的に実施できるような運営にしていいただければと思えます。

他に何かございますでしょうか。

高橋みどり公園課長補佐

下野谷遺跡公園の樹木の関係になりますが、樹木につきましては、当時、遺跡から発

掘された壺の中から発見された実がなる樹木を23本、縄文の森スペースに植えています。この遺跡の場所自体、60センチメートルから80センチメートル掘ると遺跡が出てきますので大きな木を植えると根が遺跡に食い込んでしまいます。ですから、今、植えてある木もいつかは移植しなければならないことから、あまり樹木を植えられないのが現状であることを、最後に報告させていただきます。

櫻井会長

最後に私からよろしいでしょうか。資料No.1の4頁の図ですが、田無1丁目から東伏見坂上までの間の青梅街道は、みどりのシンボル軸として考えていないのでしょうか。

池田委員

これは新しい道だと思います。既成の道路は入れないで、新しい都市計画道路に基づいた計画だと思います。

櫻井会長

たまたまこの図を見た時、青梅街道は重要な道路だと思ひまして、「何で入っていないのだろう」と感じたものですから、質問させていただきました。

重点プロジェクト1につきましては、本日、みなさまにご議論いただいたものの中から、見直しに必要な部分を事務局で拾い上げていただいて、秋頃の計画見直しに反映させていく形になると思います。みどりは大切ですが、質的な変換をそろそろ考えていかないと、あまり量や面積だけを考えても解決できなくなっていると思います。

他にご意見はございますでしょうか。なければこれで第4回の環境審議会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

(15時55分 閉会)

以上